

Q542. 私傷病休職と業務上の傷病による休職の違いを教えてください。

私傷病休職は、業務外の傷病による欠勤又は不完全な労務提供が一定期間に及んだときに行われる休職措置ですので、業務上の傷病による休職とは異なる制度です。

私傷病休職の場合、休職期間満了時までには復職できなければ自動退職となるのが一般的です。

これに対し、業務上の傷病による休職の場合は、その休業中及び復帰後30日間は、解雇が原則として制限され、また、労災保険の療養補償・休業補償等の対象になります。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成